

広島県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市高西町川尻字苅畑山二八二の三（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため